

仕様書

- 1 業務名
発寒清掃工場第一種圧力容器点検整備業務
- 2 業務期間
契約日から令和元年7月31日まで
- 3 履行場所
 - (1) 発寒清掃工場（札幌市西区発寒15条14丁目1番1号）
 - (2) 発寒破碎工場（札幌市西区発寒15条14丁目2番30号）
- 4 業務概要
本業務は、「労働安全衛生法」及び「ボイラー及び圧力容器安全規則」に基づいて、当該工場に設置している第一種圧力容器の性能点検整備を行うものである。
- 5 圧力容器の形式・仕様
別紙1のとおり
- 6 一般事項
 - (1) 圧力容器の開放点検・清掃を行い、前記の法令等に基づいて年1回行われる性能検査代行機関の性能検査に合格する整備を行うこと。
なお、性能検査は系統ごとに6月13日、19日を予定しており、作業計画作成にあたっては十分に本市担当者と打ち合わせを行うこと。
 - (2) 受託者は性能検査に立ち会い、検査終了後は速やかに組み立て復旧すること。
 - (3) 受託者は、契約締結後速やかに業務着手届及び、業務責任者を定め本市へ提出すること。
 - (4) 業務責任者は、必要な技術的経験、知識、「ボイラ整備士」の資格を有するものとする。
 - (5) 保守に必要な消耗品及び資機材は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共通仕様書」（平成30年版）によるものとする。但し、パッキン類一式は委託者支給品とする。
 - (6) 当該容器設置図と各交換器及びヘッダーの詳細図は仕様図面による。
- 7 点検及び整備
 - (1) 別表1の「点検及び保守内容」を適正に行い、必要に応じ「修理等の措置」を別途発注又は部品支給で行うものとする。
 - (2) 別表2の「防食塗装内容」を実施すること。
 - (3) 本市担当者と密接に連絡を取り整備を実施すること。
 - (4) 作業現場は常に整理・整頓を心がけ事故防止に努めること。
- 8 提出図書
 - (1) 業務着手時

ア 業務着手届	1部
イ 業務責任者	1部
ウ 工程表	1部

- (2) 業務完了時
 - ア 業務完了届 2部
 - イ 業務報告書 1部
- (3) 整備日報の提出について
毎日の作業終了後、整備日報を1部提出すること。
- (4) 写真の提出について
整備前・整備中・整備後の写真（カラー）を提出すること。

9 環境負荷の低減

- (1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ環境負荷低減に努めること。
- (2) 電気、水道、油等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (3) 自動車等を使用する場合はできるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転に心がけること。
- (4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものをを使用すること。
- (5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

10 その他

- (1) 本仕様書に明記のない事項については、本市担当者と協議して決定する。
- (2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

11 喫煙の取扱い

工場の敷地内全て（駐車場での車両内含む）における喫煙は禁止とする。

12 担当

環境局環境事業部発寒清掃工場 沖本（TEL：667-5311）